

# 地域リハビリテーション検討部会の設置について

## 1 設置の経緯

- 「千葉県地域リハビリテーション連携指針」では、その実施期間を概ね 5 年としており、前回の指針改定（平成 20 年 3 月）から 7 年が経過していることから、見直しの時期が到来している。
- また、急速な高齢化が進む中、昨年の介護保険法改正でリハビリテーション専門職の活用が新しい介護予防事業の中に位置付けられるなど、地域リハビリテーションを取り巻く制度環境や関係機関の役割が変化しつつある。
- これらの状況を踏まえ、平成 26 年度第 2 回千葉県地域リハビリテーション協議会において、地域リハビリテーション連携指針の見直しのため、本検討部会の設置が承認された。
- 併せて、見直しの手法としては、今後の地域リハビリテーション関連施策の展開には関連分野との有機的連携や P D C A サイクルの明確化が一層重要なことから、指針単独での見直しではなく、県の保健医療分野の総合計画（法定計画）である「千葉県保健医療計画」との統合・一体的な見直しとすることが承認された。

## 2 設置の目的

千葉県の現状や介護保険制度の改正など地域リハビリテーションを取り巻く環境の変化を踏まえ、千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方を検討する。

なお、検討結果は、今年度中に以下の内容を記載した報告書（「(仮) 千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」）にまとめた上で、平成 29 年度に予定されている「千葉県保健医療計画」の全面改定時に、同計画に反映させることとする。

＜報告書記載内容＞ 地域リハビリテーション支援体制に関する  
①現状・課題、②今後の施策の方向性、③評価指標 等

## 3 設置の根拠

千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱第 5 条

## 4 構成員

別添名簿のとおり

## 地域リハビリテーション連携指針の見直し手法等について

### 1 指針の見直し手法に関する意見集計結果

見直しの手法	賛同数	意見（見直し手法関連部分のみ抜粋・要約）
(案1) 指針単独での見直し	1	○将来の一人暮らしの高齢者の増加、医療介護ニーズの増大に対応していくためには、住み慣れた街で自分らしく暮らせるような地域包括ケアの視点が重要であるため、他の関連する県の計画との連携を保ちながら推進していくことが益々重要になると考える。
(案2) 関連施策分野の法定計画等との統合・一体的な見直し	7	○高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、医療計画等、平成 30 年度が各計画が一致する年度となっており、指針の方向性や目標年度を一致したものにしていただきたい。 ○「医療介護総合確保促進法」が制定され、医療提供体制が病院完結から地域完結へ進展していく中、「地域リハビリテーション」の意図するところからも、一指針のみでは対応しきれないのではと考えました。関連分野と有機的連携強化を図り、確実に PDCA サイクルを回すことができるような仕組みが必要となるのではと思います。
(その他) 会長・事務局へ一任	6	○地域包括ケア・多職種連携に向けて 2 の関連施策分野の法定計画等の統合・一体的な見直しがよいと思います。

### 2 指針の見直し方針（案）

- （1）指針の見直し手法としては、「(案の2) 関連施策分野の法定計画等との統合・一体的な見直し」を探ることとしたい。
- （2）具体的には、計画の性格や期間、改定時期等を考慮し、「千葉県保健医療計画」との統合・一体的な見直しを念頭に置くこととしたい。

#### 【参考】地域リハビリテーションに関連する県の主な計画

計画の名称	根拠法	計画の法的性格	計画期間	改定時期
医療介護総合確保促進法に基づく県計画	医療介護総合確保促進法	県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画	1年	27 年度
県保健医療計画	医療法	県の医療提供体制の確保を図るための計画	5 年 (6 年)	27 年度
県高齢者保健福祉計画	老人福祉法 介護保険法	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画	3 年	26 年度
県地域福祉支援計画	社会福祉法	市町村の地域福祉の支援に関する事項等を定める計画	5 年	26 年度

(3) その際、特に以下の点に留意して、見直し作業を進めることとしたい。

- ① 現時点では、同計画の改定方針は正式に決定されておらず、平成 27 年度の改定スケジュールも未定であることから、今後速やかに情報収集・調整の上、見直し作業に臨むこと。
- ② 仮に平成 27 年度における同計画の改定が、計画期間の延長など一部改定に留まる場合には、当面、改定方針に沿って改定可能な部分のみを計画に記載し、それ以外の部分は全面改定時に追加記載する、二段階方式を採ること。
- ③ その場合でも、平成 27 年度に設置予定の検討部会（後述）での議論は指針の見直し全体について行うものとし、当面計画に記載できない部分を含め、検討結果を何らかの形（例「千葉県の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」）にまとめ、全面改定時に活かすこと。

## 医療計画等の改定サイクルについて

年度	医療計画 〔改正前：少なくとも5年毎に改定 改正後：6年毎に改定〕		介護保険事業 支援計画 (3年毎に改定)	診療報酬 (2年毎に改定)	介護報酬 (3年毎に改定)
	千葉県	他県 (ex.埼玉県)			
S62					
S63				改定	
H1					
H2				改定	
H3					
H4				改定	
H5					
H6				改定	
H7					
H8				改定	
H9					
H10				改定	
H11					
H12					同時改定
H13					
H14					改定
H15					
H16					改定
H17					
H18					同時改定
H19					
H20					改定
H21					
H22					改定
H23					
H24					同時改定
H25					
H26					改定
H27					
H28					改定(予定)
H29	千葉県の第 7次計画を どのような 方針で策定 するか? ⇒今後、県医療 審議会におい て審議予定。		国を目指す姿(詳細別紙) 〔計画6年化〕		
H30					同時改定(予定)
H31					
H32					改定(予定)
H33					改定(予定)
H34					改定(予定)
H35					
H36					同時改定(予定)
H37					

【参考】改正医療法 (H25.6.25 公布)

(第30条の6)

2 都道府県は、6年ごとに……調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。